

「第4期中期目標期間における大学共同利用機関の在り方に関する 意見の整理」における主な論点の検討の方向性（案）

「第4期中期目標期間における大学共同利用機関の在り方に関する意見の整理（2018年9月21日研究環境基盤部会）」（以下「意見の整理」という。）における主な論点について、大学共同利用機関（以下「機関」という。）等からの回答等を踏まえ、今後、以下のとおり検討してはどうか。

（1）大学共同利用機関における質の向上④大学共同利用機関の構成の在り方

【「意見の整理」における記載】

- これらを踏まえ、国においては、大学共同利用機関として備えるべき要件を明らかにした上で、各大学共同利用機関が、学術研究の動向に対応し、大学における学術研究の発展に資するものとなっているか等を定期的に検証する体制を整備し、この検証結果に基づき、再編・統合を含め、当該大学共同利用機関の在り方を検討することが必要ではないか。
- 上記の体制を整備するに当たっては、学術研究の特性を踏まえつつ、十分な客観性を担保することが重要ではないか。このため、各大学共同利用機関の研究成果や将来性等を客観的に評価することができる有識者で構成し、適宜、海外の研究機関に属する研究者からの意見を求めることも必要ではないか。

論点1. 「大学共同利用機関として備えるべき要件」は、どのような要件か。

- 「大学共同利用機関として備えるべき要件」は、文部科学大臣が、科学技術・学術審議会の意見を聴いて決定し、機関の定期的な検証を行う際の指針として活用してはどうか。
- 「大学共同利用機関として備えるべき要件」として、主に以下の事項が考えられるのではないか。
 - ・ 開かれた運営体制の下、各研究分野のコミュニティ全体の意見を取り入れて運営されていること
 - ・ 各研究分野に関わる大学・コミュニティ全体を先導し、最先端の研究を行う中核的研究拠点であること
 - ・ 国際的な研究拠点として、研究分野における我が国の窓口機能を果たしていること
 - ・ 個々の大学では整備・運営が困難な最先端の大型装置や貴重な学術データ等の研究資源を有し、それらを、全国的な視点に立って共同利用・共同研究に

供していること

- ・時代の要請や学術研究の動向に対応して、新たな学問分野の創出や発展に戦略的に取り組んでいること
- ・優れた研究環境を生かした若手研究者の育成に貢献していること 等

論点2. 機関を「定期的に検証する体制を整備し、この検証結果に基づき、再編・統合を含め、当該大学共同利用機関の在り方を検討すること」に関して、「定期的」とはどの程度の期間が適切か。また、「検証する体制」はどのような体制が望ましいか。

- 検証の周期については、長期的な視点での検証を可能とする観点から、12年間（6年×2期）を1周期とし、検証の時期については、検証結果を次期中期目標に反映させる観点から、2期目の中期目標期間の4年目終了後に実施してはどうか。
- 検証の体制については、検証結果を国の政策に反映することから、科学技術・学術審議会に設けることとし、各機関の研究成果や将来性等を客観的に評価できる研究者等で構成することとしてはどうか。
- 具体的な検証のプロセスについては、以下のとおりとしてはどうか。
 - ① 科学技術・学術審議会において、検証の観点や参照すべき指標等を示したガイドラインを策定
 - ② 各機関及び各大学共同利用機関法人において、当該ガイドラインに基づき、海外の研究機関に属する研究者からの意見を求めつつ、自己検証を実施
 - ③ 科学技術・学術審議会において、上記自己検証の結果をもとに、各分野に係る部会、委員会等における議論にも留意しつつ、検証を実施。その際、大学改革支援・学位授与機構が行う各機関の現況分析の結果も適宜活用

(2) 人材育成機能の強化

【「意見の整理」における記載】

○ このため、総合研究大学院大学の独自性、すなわち、大学共同利用機関が、その優れた研究環境を活用して主体的に当該分野の後継者を育成するという特色を踏まえた上で、どのような人材を育成するかを明確化し、他大学における大学院教育との差別化を図り、自らの強みを社会に向けて分かりやすく発信するとともに、伸ばしていくことが必要ではないか。

具体的には、例えば、総合研究大学院大学における人材育成の目的を、「他の大学では体系的に実施することが困難な研究領域や学問分野における研究者人材の育成」とした上で、設置する学位プログラムを当該領域・分野に対応するものとし、かつ、個々の学生のニーズにきめ細かく対応し得るものとすることが考えられるのではないか。

○ 現状の総合研究大学院大学の教育研究活動は、実質的には、同大学本部と各大学共同利用機関間の調整で完結しがちであるが、上記のような改革を組織的に進めていくためには、大学共同利用機関法人のより一層の協力が必要ではないか。

各大学共同利用機関法人は、総合研究大学院大学の運営に責任を持つべき立場であることを自覚し、同大学の運営に積極的に協力することが必要ではないか。

論点3. 総合研究大学院大学における大学院教育に係る課題に対してどのように取り組むことが必要か。

○ 総合研究大学院大学（以下「総研大」という。）の知名度の低さや一部の専攻の入学者数の減少に伴い、優秀な学生を継続して獲得する事が困難となっていること、連携大学院制度などの進展により総研大の優位性が低下していること等の課題を踏まえ、4大学共同利用機関法人と協力して、広報活動の強化等を通じて知名度の向上を図るとともに、海外の大学との教育交流の強化や留学生の積極的な受入れなどの取組を推進することが必要ではないか。

○ また、総研大における人材育成の目的を「他の大学では体系的に実施することが困難な研究領域や学問分野における研究者人材の育成」と整理した上で、同大学がカバーすべき領域・分野について改めて検討してはどうか。

(3) 関係する他の研究機関との連携①大学の共同利用・共同研究拠点との連携

【「意見の整理」における記載】

- 学術研究は、多くの人材が様々な知見やアイデアを持ち寄り、協力することで、その発展が期待されるものである。また、今後、我が国においては、厳しい財政状況の下、限られた人員・予算の中で、より一層効率的かつ効果的に研究を推進することが求められる。このため、大学共同利用機関が中心となって、関連する研究分野の共同利用・共同研究拠点その他の研究機関とネットワークを形成し、それぞれの役割を明らかにした上で、協力して研究を推進するための体制を構築することが必要ではないか。
- また、大学共同利用機関と共同利用・共同研究拠点その他の研究機関は、上記のネットワークを活用し、恒常的に、当該研究分野における今後の研究推進体制の在り方について検討することも重要ではないか。
- 全国で複数確保することが困難な大規模設備やデータベース等を有し、研究の進展を図る上で特定の大学の管理に属さないことが適当であるなど、共同利用・共同研究拠点から大学共同利用機関への移行が適当であると考えられる場合や、特定の大学が有する特色や強みとの相乗効果により研究の進展が期待できるなど、大学共同利用機関から共同利用・共同研究拠点への移行が適当であると考えられる場合において、移行を容易にするため、国においては、移行に向けた考え方やプロセスを整理し、明らかにすることが必要ではないか。

論点 4. 「大学共同利用機関が中心となって、関連する研究分野の共同利用・共同研究拠点その他の研究機関とネットワークを形成」することについて、どのように推進するのか。

- 厳しい財政状況の下、限られた予算・人員の中で、効率的かつ効果的に研究を進めるため、機関が中心となって関連する研究分野の共同利用・共同研究拠点等とネットワークを形成し、一定の役割分担の下で研究を推進するための体制を構築することが必要であることから、国においては、ネットワーク形成のための取組やネットワークの下で行うプロジェクトに対して重点的な支援を行ってはどうか。

論点 5. 「共同利用・共同研究拠点から大学共同利用機関への移行」及び「大学共同利用機関から共同利用・共同研究拠点への移行」に関して、そのプロセスについてどのように考えるか。

- 共同利用・共同研究拠点と機関の相互移行のプロセスについては、以下のとおりとしてはどうか。

【共同利用・共同研究拠点から機関への移行の場合】

- ① 国から定期的に国立大学の全共同利用・共同研究拠点に対して、機関への移行に係る意向を調査
- ② 機関への移行の意向を示した共同利用・共同研究拠点については、科学技術・学術審議会において、
- ・ 「大学共同利用機関として備えるべき要件」を満たしているか
 - ・ 当該分野の発展のために、当該機関の設立が必要であるか
 - ・ コミュニティから機関への移行の要望があるか
 - ・ 大学本部の合意が得られているか
- 等を審査
- ③ 国は、審査結果を踏まえ、次期中期目標期間に向けて、概算要求その他の必要な措置を講じる

【機関から共同利用・共同研究拠点への移行の場合】

- ① 国立大学から、機関の共同利用・共同研究拠点への移行に係る意向が示された場合、科学技術・学術審議会において、
- ・ 当該大学が有する特色や強みとの相乗効果により研究の進展が期待できるか
 - ・ 国の学術政策上、機関として存続させる必要はないか
 - ・ 共同利用・共同研究拠点の認定基準を満たしているか
 - ・ 当該機関・コミュニティの合意があるか
- 等を審査
- ② 国は、審査結果を踏まえ、次期中期目標期間に向けて、概算要求その他の必要な措置を講じる

(4) 大学共同利用機関法人の枠組み

【「意見の整理」における記載】

- 第4期中期目標期間における大学共同利用機関法人の枠組みを検討するに当たっては、現在の4大学共同利用機関法人が、上記の考え方にに基づき設立されたものであることを踏まえつつ、各大学共同利用機関が、時代の変化に対応しながら、現下の厳しい財政状況においても、その機能を十分に発揮し、我が国の学術研究の発展に資することができるような体制の在り方について検討することが必要ではないか。具体的には、以下の①及び②の体制が考えられるのではないか。

① 4大学共同利用機関法人を1大学共同利用機関法人として統合

現在の4大学共同利用機関法人を統合して、一の大学共同利用機関法人を設立し、当該法人が、全ての大学共同利用機関を設置する。

(略)

② 分野ごとに複数の大学共同利用機関法人を構成

現在の4大学共同利用機関法人を存続する又は分野ごとに2～3の大学共同利用機関法人に再編する。

なお、この場合、時代や社会の要請及び国際的な研究動向を踏まえるとともに、分野の特性に応じた適切なマネジメントが可能となるよう、各大学共同利用機関法人が設置する大学共同利用機関の適切な構成の在り方についても検討することが必要となる。

(略)

これらの点については、複数の大学共同利用機関法人で構成する連合体を創設することで対応することが考えられる。

この連合体においては、各大学共同利用機関法人が、これまで各々で蓄積してきた技術・経験・ノウハウを持ち寄り、共同で取り組むことで効率化が見込まれる業務を行うことが想定される。例えば、施設・設備のマネジメント、入札、知的財産、男女共同参画に係る取組、研究不正への対応、情報セキュリティ、職員の研修、ポストドクターのキャリアパス支援、産業界との連携や地方創生の推進等の業務を行うことが考えられる。

なお、この連合体については、各大学共同利用機関法人が共同で取り組むことで効率化が見込まれる業務の実施のみならず、学術研究の動向に対応した柔軟な資源配分を可能とし、大学共同利用機関法人の枠を越えた新分野の創成等を図るため、一定の人員・予算を配分する権限を付与することも考えられる。

さらに、この連合体に総合研究大学院大学も加えることで、大学院教育の充実を図ることができる。

ただし、この連合体と各大学共同利用機関法人の本部のそれぞれが担う役割について、複雑化しないよう、適切に整理することが必要である。

論点6. 第4期中期目標期間における大学共同利用機関法人の枠組みについて、どのように考えるか。

- 4大学共同利用機関法人を1大学共同利用機関法人として統合することの利点としては、スケールメリットを生かした柔軟な資源配分や業務の効率化が図られること等が考えられる一方、研究分野や研究目的等が多岐にわたる17の機関を適切にマネジメントできないこと等が懸念される。

このため、現在の4大学共同利用機関法人を維持しつつ、4法人で構成する連合体を創設し、業務の効率化等を図ることとしてはどうか。

さらに、当該連合体に総研大を加え、大学院教育の充実を図ることとしてはどうか。

- 連合体においては、例えば、以下のような業務を行うこととしてはどうか。

- ① 4大学共同利用機関法人が共同で取り組むことで効率化が見込まれる業務（広報、IR、評価、情報セキュリティ、知的財産管理、研究不正への対応、法務、調達・契約、男女共同参画、職員研修、産学連携・地域貢献活動に係る窓口の設置等）を行う。

- ② 研究連携促進のための基本方針を策定の上、異分野融合による研究領域の拡大と新分野創成に向けた研究プロジェクトを実施する。

また、機関の国際化を促進するため、海外リエゾンオフィスの共同による設置・活用、外国人研究者への共同相談窓口の設置等を行う。

さらに、ポストドクターへの支援など、若手研究者の育成に取り組む。

- ③ 総研大の大学院教育に関して、基盤機関である機関が有する海外ネットワークを用いて、国際共同学位プログラムを策定するとともに、留学生のリクルートを行う。

- 連合体の管理・運営経費については、各法人が一定額を拠出するとともに、各事業に係る経費については、当該事業への関与の割合に応じて拠出することとしてはどうか。

- 連合体における業務の実施状況については、評価を行い、その結果に応じて、大学共同利用機関法人の枠組みについて改めて検討するものとしてはどうか。